

## 茨木市中小企業振興資金融資制度要綱

茨木市中小企業振興資金融資要綱（昭和41年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、市が大阪府中小企業融資制度要綱（以下「府要綱」という。）、小規模企業サポート資金取扱要領（以下「府要領」という。）及び小規模企業サポート資金（市町村連携型）実施細則に基づき大阪府と連携して行う資金融資について、必要な事項を定めるものとする。

（融資対象）

第2 融資の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ、融資申込の日以前において同一事業を引き続き6か月以上営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項に規定する小規模企業者（第3において「小規模企業者」という。）
- (2) 具体的な事業計画を有しており、金融機関等による融資後のサポートを受けることができる者
- (3) 融資申込日時点において、市税の滞納がないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、融資の対象としない。

- (1) 許認可等を要する事業を営む者で、その許認可等を受けていないもの（申請中であって、許認可等を受けることが確実な場合を除く。）
- (2) 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない者（原則として、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合も含む。）
- (3) 原則として、大阪信用保証協会（以下「保証協会」という。）及び他の信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務の履行が終わっていない者、また、それらの保証人となっている者
- (4) 原則として、保証協会及び他の保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある者、また、それらの保証人となっている者
- (5) 暴力的不法行為者及び反社会的勢力が申込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合
- (6) 融資対象設備を市外に設置する者
- (7) その他市長が不相当と認める者

（融資限度額）

第3 同一の小規模企業者に対する融資限度額は、12,500,000円とする。

(資金の用途)

第4 融資金の用途は、運転資金又は設備資金とする。ただし、転貸資金を除く。

(融資期間及び返済方法)

第5 融資を行う期間は、10年以内とする。

2 返済方法は、毎月元金均等分割返済の方法とする。

3 市長は、返済に当たり12月以内の据置期間を設けることができる。

(融資利率)

第6 融資利率は、保証協会が申込を受け付けた時点における大阪府制度融資「小規模企業サポート資金」小規模資金の融資利率から次の各号に掲げる融資期間の区分に応じ、当該各号に定める利率を減じた利率とする。

(1) 5年以内 0.7パーセント

(2) 5年を超え10年以内 0.6パーセント

(担保)

第7 融資は、原則無担保で行うものとする。

(融資の申込)

第8 資金の融資を受けようとする者は、信用保証委託申込書に別に定める書類を添えて、取扱金融機関に提出しなければならない。

(融資の決定等)

第9 取扱金融機関は、第8の規定による融資の申込みがあったときは、融資申込書、添付書類その他必要な事項を確認の上、速やかに保証協会に申込書等を送付するものとする。

2 取扱金融機関は、保証協会と協議の上、融資の決定を行うものとする。

(信用保証)

第10 融資は、保証協会の信用保証を必要とする。

(信用保証料)

第11 融資の申込者は、融資の決定を受けたときは、保証協会において定める料率の信用保証料を、保証協会に支払わなければならない。

(連帯保証人)

第12 融資に係る連帯保証人については、府要領に規定するところによるものとする。

(融資制限)

第13 市長は、融資の総額が一定に達したときは、融資の受付を中止することができる。

(調査)

第14 保証協会は、融資の対象となる事業の内容について、調査するものとする。

(融資申込者及び連帯保証人の順守事項等)

第15 融資申込者及び連帯保証人は、この要綱、府要綱、府要領並びに保証協会及び取扱金融機関と締結する融資に関する約定を順守するとともに、保証協会が実施する調査に協力しなければならない。

(金融機関の協力事項等)

第16 取扱金融機関は、次の各号に定めるもののほか、この要綱、府要綱、府要領並びに融資申込者及び連帯保証人並びに保証協会と締結する融資に関する約定を順守するものとする。

(1) 融資に当たっては、拘束性預金を徴しないこと。

(2) 融資金額及び償還金額について毎月集計し、その翌月15日までに融資貸付実績報告書により市長に報告すること。

(返済猶予措置)

第17 保証協会及び取扱金融機関は、本融資の利用者が経済環境の変化又は不測の事態により経営等に困難が生じた場合、府要綱第16条の規定に基づき、返済猶予措置を講じることができる。

(不正に関する通知等)

第18 市長は、融資の申込者及び融資を受けた者が、偽りその他不正な手段により融資を受けようとし、又は受けたことを知ったときは、取扱金融機関及び保証協会に、その旨を通知するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定による通知があったときは、融資の決定をせず、又は融資の決定を取り消し、融資を行っている場合にあっては融資金額の全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第19 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年10月29日から実施し、同年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の実施日の前にこの要綱による改正前の茨木市中小企業振興資金融資要綱第9の規定により融資あっせんの決定を受け、資金の融資を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から実施する。

附 則  
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月4日から実施する。  
(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。  
(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。  
(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。  
(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。  
(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則  
(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。  
(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から実施する。